

平成28年第4回常陸太田市議会定例会会議録

平成28年12月7日(水)

議事日程(第3号)

平成28年12月7日午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

9番	益子慎哉	議長	13番	成井小太郎	副議長
1番	諏訪一則	議員	3番	藤田謙二	議員
5番	木村郁郎	議員	6番	深谷渉	議員
8番	平山晶邦	議員	10番	菊池伸也	議員
11番	深谷秀峰	議員	12番	高星勝幸	議員
14番	茅根猛	議員	15番	福地正文	議員
16番	川又照雄	議員	17番	後藤守	議員
18番	黒沢義久	議員	19番	高木将	議員
20番	宇野隆子	議員			

説明のため出席した者

大久保太一	市長	宮田達夫	副市長
中原一博	教育長	植木宏	総務部長
加瀬智明	政策企画部長	檜村浩治	市民生活部長
西野千里	保健福祉部長	滑川裕	農政部長
岡崎泰則	商工観光部長	生田目好美	建設部長
根本康弘	会計管理者	井坂光利	上下水道部長
江幡正紀	消防長	菊池武	教育次長
関正美	農業委員会事務局長	鈴木淳	秘書課長
笹川雅之	総務課長	大和田隆	監査委員

事務局職員出席者

宇野智明	事務局長	柳一行	事務局次長
鴨志田智宏	議事係長		

---

午前 10 時開議

○益子慎哉議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は 17 名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○益子慎哉議長 本日の議事日程は、お手元に配付しました議事日程表のとおりといたします。

---

日程第 1 一般質問

○益子慎哉議長 日程第 1，一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順に発言を許します。6 番深谷渉議員の発言を許します。深谷渉議員。

〔6 番 深谷渉議員 登壇〕

○6 番（深谷渉議員） おはようございます。6 番公明党の深谷渉でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

最初に、芸術祭による地域活性化についてでございます。昨日の藤田議員と多少重複するかもしれませんが、ご了承願いたいと思います。今年の県北芸術祭について、本市としての評価をまず伺いたいと思います。

茨城県北芸術祭は、9 月 17 日から 65 日間にわたって繰り広げられ、総来場者数目標 30 万人を大きく上回り、延べ 77 万 6,000 人に達しました。県北地域の住民にとって明るい話題となっております。

本市では、鯨ヶ丘地域を中心として、アーティストが住民と触れ合いながら、歴史や伝統文化、人々の営みに独自の視点を当てた作品の展開がされました。商店街の建物を鮮やかに彩る「サインズ オブ メモリー 2016：鯨ヶ丘のピンクの窓」は、言葉を可視化したいと、住民とともに作り上げた作品です。窓に張られたパネルには、家族やお店の思いで地域への愛着などをつづった文章と、その思いをあらわした絵が添えられました。梅津会館では、想像上の自治体「常陸佐竹市」の市役所を展示、佐竹氏 の精神性を掘り起こし、地域にあった魅力を発信し、浮き彫りにしました。一方、旧自然休養村管理センターには、先端技術と県北の自然や伝統技術を融合させたバイオアートが重点的に展示され、微生物や人工細胞を通して、命とは何かを問うプロジェクトや本市で採取した藻が突然動き出す作品など、興味深い作品が展示されました。このほか、水府地区の松平休耕地付近にある「ART ZOO」：サファリパークプロジェクト in 常陸太田や、竜神大吊橋の「山海魚 LOVE」などは、周囲に広がる雄大な景色とともに楽しめる作品がありました。そこで、この 2 カ月間における県北芸術祭、本市としてどのように評価されているのかをお伺いいたします。

次に、県北芸術祭の県実行委員会との連携や芸術祭のかかわり方についてのご所見を伺います。

今回の県北芸術祭の最大の課題は、本市を含め、開催 6 市町との話し合いが不十分で、連携が

十分にとれなかったことではないでしょうか。全てが初めてということで、なかなか作品が決まらない、開催自治体がどこまで協力するのか、情報が十分に入っていない等々、本来ならば市や町の独自の企画や運営プログラムを充実させ、誘客対策なども練る時間が十分にとれば、本当の意味での6市町と県が一体となった芸術祭になったのではないかと悔やまれます。そこで、今回県の実行委員会との連携やかかわり方について、どのようなご所見をお持ちなのかを伺います。

続きまして、トリエンナーレ形式として芸術祭開催を県へ要望することについて伺います。

芸術祭が終了する二日前の11月18日、公明党として県議会議員と県北6市町の代表議員で橋本知事に茨城県北芸術祭の継続開催にかかわる要望書を提出いたしました。地域芸術祭についてはさまざまな意見があります。現代アートの芸術祭が乱立するために、アートそのものの質が下がっているのではないかと指摘や、絵画や彫刻などの既存の芸術家や団体の一部からは、一過性のイベントに公的な予算を出すことに疑問を投げかけられてもおります。しかしながら、私たちは県北地域で芸術祭を行う意義を、開催してみて、大きな可能性を実感できたのではないのでしょうか。

その上で、県北地域のさらなる活性化と芸術文化の振興を図るために、茨城県北芸術祭を3年に一度開催するトリエンナーレ形式で継続することを知事に提案をいたしました。次回開催は、3年後ですと2019年ということになりますが、この年は茨城国体の開催時期と重なりますので、1年おくらせて2020年とし、当局オリンピック文化プログラムの一環として、第2回県北芸術祭を開催すべきであると考えます。そこで常陸太田市として、また6市町合同で県へ要望することについてのご所見を伺います。

次に、地域活性化についてでございます。

茨城県北芸術祭は、私たちに芸術の幅広さと力強さ、そして限りない可能性を教えてくださいました。この機会に、本市において芸術活動を日ごろより推進する体制を設け、市内アーティストの育成の充実、若手アーティストの活動拠点の整備、住居の提供などを積極的に行っていくてはいかがでしょうか。本市は今回の芸術祭と市民のコラボが非常にうまくいった地域であるとの評価もあります。芸術の担当部署や専任の担当者を配置して、この流れを継続させるべきではないのでしょうか。ご所見を伺います。

次に、今回の芸術祭で新たな県北地域の特殊性を感じました。海と山の多様な自然、そして岡倉天心がなぜ県北の地を選んだのか、クリストの「アンブレラ・プロジェクト」が実現した本市の自然と歴史、これらの特徴を県北全体で生かせば、新たなアートの祭典が生まれるのではないかとワクワク感が出てきます。また、地域創生、地域活性化という視点から考えられることは、県北地域を元気にするためには、私たち県北の住民が変わることだなということを感じました。みんなが創造的に生きること、新たな形を見出すこと、芸術祭をきっかけに、昨日とは違うことをやってみようという発想を持つことではないのでしょうか。本市で行われている数々のイベントにも新たな価値を見出そうという発想で、現代アートとのコラボレーションなどで相乗効果を上げ、新たな経済効果をもたらす、本市を活性化させることができるのではないのでしょうか。ご所見を伺います。

2つ目に、学校教育施設について伺います。

水府地区の小中一貫校についてでございます。

私の所属します文教民生委員会において、8月19日に水府地区小中学校の統合推進に係る基本的な考え方についての説明を受けました。それに基づいて教育委員会では、8月から地域への説明を何回も分けて行われてきたところではありますが、ここで改めて説明会における地域市民の反応について、教育委員会としてどのように分析されているのかをお伺いいたします。

続きまして、説明の中で水府地区の市民の方々は、改めて少子化の進展の速さに驚き、その現実を受けとめて、小中学校統合の推進におおむね賛同しているようでございます。しかし、小中一貫校を建設する場所を現在の中学校の敷地ではなく、水府支所周辺の県道沿いに望む声が多々聞かれます。それに対する説明と新たな建設場所の検証はどのように行われているのか伺います。

次に、今後は地域市民の意見集約に向けて最終段階に入ると思いますが、小中学校の統合期日の推進に対するご所見とともに、今後の計画をお聞かせください。

3つ目といたしまして、地域防災計画についてお伺いをいたします。

災害発生時の避難所運営についてでございます。

まず1つ目、そして避難所運営マニュアルの作成について伺います。9月の定例会に続き、多発する災害に対応されている被災自治体の教訓をもとに、本市の地域防災計画の確認とさらなる強化を求め、質問をさせていただきます。

地域防災計画では、防災体制の確立、防災事業の促進、災害復旧の迅速・適切化等を定めており、さらに多様な災害発生に備え、地域防災マニュアルや避難所運営マニュアル等を整備することとなっております。熊本地震や今年の夏の台風災害では、一部自治体の避難所運営に自治体職員がかかわったことにより、災害対応に支障を来したケースが見られました。自治体職員は、国や県との連携や対口支援の受け入れなど、特に初動期において多忙を極めます。この間に職員がさまざまな事情から避難所運営に当たってしまうと、被災者救助を初め、災害復旧に重大な影響を及ぼしかねません。そこで、本市の避難所運営について具体的にお伺いをいたします。

内閣府が公表している避難所の良好な生活環境の確保に向けた取り組み方針には、市町村の避難所関係職員以外の者でも避難所を立ち上げることができるように、わかりやすい手引、マニュアルの整備が必要であるとなっております。近年の災害多発の状況に対し、そのような避難所運営マニュアルの作成が求められていますが、本市の当該マニュアルの作成と、その利活用状況についてお伺いをいたします。

2つ目に、災害発生時の避難所運営の流れについてお伺いいたします。内閣府公表の避難所運営ガイドラインでは、避難所生活は住民が主体となって行うべきものとなっておりますが、災害発生時の避難所運営の流れはどのようになっているのかを具体的にお伺いいたします。

3つ目に、避難所運営マニュアルに基づく避難所設営の訓練の実施状況について伺います。避難所運営の訓練は、地域住民も参加する訓練を実施することとなっておりますが、避難所運営マニュアルに基づく避難所設営の訓練実施状況と今後の計画についてお伺いをいたします。

4つ目に、避難所支援班はどのように組織され、災害時にどのような動きとなるのかをお伺い

いたします。熊本地震では、最大1日1,400名を超えるほかの自治体職員の派遣を受け入れました。避難所運営等の基本方針によると、「被災者のニーズの把握やほかの地方公共団体等からの応援及びボランティア等の応援団体の派遣調整等をする避難所支援班を組織し」とありますが、本市では避難所支援班はどのように組織され、災害時にどのような動きになっているのかをお伺いいたします。

5つ目に、マニュアルにある災害発生時の職員の動きについてお伺いをいたします。台風10号で被災した岩泉町では、被災所運営マニュアルが整備されていたにもかかわらず、役場職員が初動期の避難所運営に携わっていました。このことは円滑な災害対応に影響を及ぼしかねないことであり、本市においてもマニュアルにある災害発生時の職員の動きを再点検し、住民の安全確保を期すべきと思いますが、ご所見をお伺いいたします。

4つ目の質問に移ります。建築行為等による狭隘道路の整備についてでございます。後退用地の取り扱いについてまず伺います。

1つ目には、「建築基準法」第42条の第2項道路についてお伺いいたします。

「建築基準法」で定められた道路は、原則として幅員4メートル以上であることが求められ、都市計画区域及び準都市計画区域内では、この道路に2メートル以上接する敷地でなければ建築が認められないことになっております。しかしながら、幅員が4メートル未満の道路であっても、基準に従って後退して建築物を建築すれば建築が認められることになっております。いわゆる法第42条第2項道路ですが、詳しくこのご説明をお願いいたします。

続きまして、法第42条第2項道路による後退用地の現在の市民への対応と今後の計画についてお伺いいたします。今述べました法第42条第2項道路により後退して建築した際に、後退用地が更地として残りますが、その後退用地に対する本市の対応について、都市計画の視点からのご所見をお伺いいたします。

この後退用地の対応に関しては、自治体によっていろいろな工夫がなされ、その対応はいろいろであります。後退用地を買い取る自治体や寄附を受け付ける自治体、寄附をしていただける市民へは、後退用地の測量及び分筆登記に要する経費を補助対象としている自治体、後退用地を土地所有者による自己管理の場合は、後退用地に係る後退状況報告の提出を求め、その上で後退用地に係る固定資産税を非課税にする自治体等々、市民へこれらを組み合わせて提示し、選択できるようにして対応を図っているようでございます。本市の今後の具体的対応を、例えばほかの自治体で制定している狭隘道路整備指導要綱などの計画を含めお伺いをいたします。

以上4点の質問をお伺いいたしまして、1回目の質問とさせていただきます。ご答弁よろしくお伺いいたします。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 県北芸術祭にかかりますご質問にお答えをしたいと思います。

まず初めに、本市としての評価についてでございます。ご案内のとおり、この県北芸術祭は、開催目的といたしまして、県北地域の振興を念頭に、地域文化の振興と創造性の育成、そして県

北地域のブランディングと交流人口の拡大、そして地域の産業、経済の活性化の3つの目的を掲げて実行されたところであります。

来場人口につきましては、目標を大きく上回る方にご来場いただきました。さらに会期中にはテレビ、新聞等メディアにたびたび大きく取り上げられまして、当市を含みます県北地域について大きく情報発信ができましたことから、県北地域の知名度アップ、そして交流人口の拡大に何がしかの効果があったものと考えております。本市におきましても、梅津会館を中心といたします鯨ヶ丘地域を初め、7つの会場で16組のアーティストが16作品を制作、展示をいたしまして、延べ12万6,000人の方々にお越しいただいたところであります。

また、この芸術祭の狙いとしてのアーティストが地域の方々との交流を通して作品を制作する、地域と対話する活動につきましても、鯨ヶ丘等に代表されますように、効果があったものと思っております。また、自然休養村管理センターにて行われました現代アートとの融合による作品展示におきましても、地域文化の振興と創造性の育成ということに寄与されたものと思っております。

開催目的の地域の産業、経済の活性化につきましては、鯨ヶ丘地域において飲食店等に多くの方々にご利用いただきまして、一時的な経済効果はあったものと思われませんが、今回の県北芸術祭の開催による最終的な地域の産業及び経済への波及効果につきましては、現在、県の実行委員会におきまして集計、分析を進めている状況であります。ご案内のとおり、当市内につきましても7会場行われましたが、中には開催の目的にかなわない会場もあったと認識をいたしております。それらを踏まえまして、今後どうするか判断の1つの基準としてまいりたいと思っております。

2点目の県北芸術祭の県実行委員会との連携にかかわるご質問についてお答えをいたします。

県北6市町は県実行委員会の一員として組織されてスタートいたしました。しかし、活動の初期段階におきましては、連携がよくとれていないという実態もありまして、開催地域の首長同士相談をいたしまして、県に申し入れをし、その連携強化を図ってきた背景がございます。それを踏まえまして、その後の準備期間あるいは開催中につきましても綿密に連絡を取り合いながら運営に当たったところでありまして、大きなトラブルもなく閉幕を迎えられたものと認識をしております。

ただ、今回のこういう芸術祭等を考えましたときに、実行委員会としてその芸術家が何をどう、いつまでにするかということはなかなか決まりにくい、そういう内容として背景がございます。したがって、受け皿としての各自治体の対応という点では、時間も乏しいところもありますし、内容充実という点におきましては、さらに研究をする必要があるなというふうには、実感として思っているところでございます。

最後に、トリエンナーレ形式として芸術祭開催を県へ要望することについてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、この県北芸術祭につきましては、県北地域の振興ということを念頭に開催されたものでありまして、現在、その効果等につきましても集計、分析を進めている状況でございます。それらの内容も踏まえまして、地域産業、経済への波及効果等について考慮した上で、今後につきましても、県及び県北他市町との連携を図りながら検討してまいりたいと考えて

おります。

○益子慎哉議長 政策企画部長。

〔加瀬智明政策企画部長 登壇〕

○加瀬智明政策企画部長 芸術による地域活性化に関するご質問のうち、地域活性化についての2点のご質問にお答えをいたします。

初めに、専門的な部門を配置し、継続的な芸術活動の推進を図ることについてでございますが、現在、文化芸術活動の推進に当たりましては、教育委員会文化課を中心に、市内文化団体等と連携をし、市民の芸術文化活動を推進しているところでございます。また、本市におきましては、平成25年度よりアートに取り組む若者を地域おこし協力隊として任命をいたしまして、芸術による地域おこし「アーティスト・イン・レジデンス」に取り組んでおります。

このようなことから、新たな専門的な部門を配置する予定はございませんが、今回の県北芸術祭のように広域かつ大規模なイベント等の開催に当たりましては、庁内においても企画、観光、文化などの各部門を含めた組織横断的に取り組むプロジェクトチームの設置について検討する必要があると考えているところでございます。

続きまして、本市のイベントと現代アートの展開で新たな地域の特性を引き出す対策についてのご質問にお答えをいたします。

今回の県北芸術祭のように、現代アートによるイベントの開催により多くの誘客が可能であることが確認をされましたことから、地域経済の活性化や交流人口の拡大につなげるため、訪れた方々が本市内を回遊し、より長い時間滞在していただく方策が必要であると考えております。さらに、地域住民自身が訪れた方々と交流を通して地域のよさを再発見できるきっかけとなるよう、本市における既存イベントと現代アートによる融合について検討してまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 水府地区の小中一貫校について、今までの説明会における市民の反応について、どのように分析しているかのご質問にお答えいたします。

水府地区の水府小学校、山田小学校の統合及び水府中学校との小中一貫教育につきましては、これまで児童生徒の保護者や学区内地域住民の皆様、関係団体等の皆様を対象に、13回にわたる懇談会や保護者会、保護者を対象にアンケート調査等を行い、さまざまな意見や要望等を伺ってまいりました。保護者を対象にしたアンケート調査におきましては、児童生徒が減少している中、学習や生活環境において何らかの対応が必要であるとの意見が半数を超える結果でありました。今後、学校統合となる場合、通学環境の変化に伴う児童生徒の安全対策を講ずるなどの課題の解消が必要となってまいりますが、小学校の統合や小中一貫教育の推進につきましては、おおむね理解が得られたものと捉えております。

懇談会やアンケート調査の中で、特に統合校の設置個所や統合に至るまでのスケジュールについてはさまざまな意見があり、今後、児童生徒の保護者や学区内地域住民の皆様に対し市の方針

を説明し、最終的な意見の調整を進めていく考えであります。

次に、水府支所周辺の県道沿いに小中一貫校を建設することについてのご質問であります。市教育委員会といたしましても、統合校の建設予定候補地としまして、県道沿いを中心に現地調査を行ってまいりました。その結果、学校施設整備計画に掲げる、複式学級が2学級できる前に解消措置を講ずるという方針を踏まえますと、水府小学校では平成30年度、山田小学校では平成32年度に複式学級が2学級生ずることが予想されますが、それ以前に広大な耕地面積を確保することは困難であると判断をしております。また、施設一体型小中一貫教育を進める上で、水府支所周辺の県道沿いに学校を建設していくことにつきましても、1カ所に校舎、体育館、部活動スペース等の校地面積を確保することは困難であります。

その中で、統合を進める際の留意事項となっております地域の地理的、歴史的な成り立ちによる生活文化に配慮した適正配置を進めること、また、児童生徒の通学距離や通学時間の拡大に配慮すること、これらの考えをもとに、現在の水府中学校敷地を活用した施設一体型小中一貫校の建設がふさわしいと判断しております。

続きまして、意見集約に向けた今後の計画についてでございますが、統合時期につきましては、平成30年4月を目途に新しい学校としてスタートできますよう、児童生徒の教育環境を整えていきたいと考えており、今月中に児童生徒の保護者や学区内地域住民の皆様を対象に、市の考え方について説明会を開催し、水府地区小学校の統合、あわせて小中一貫教育の推進に向け、できるだけ早い時期に最終的な合意形成を図ってまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 総務部長。

〔植木宏総務部長 登壇〕

○植木宏総務部長 地域防災計画についての5点のご質問にお答えをいたします。

1点目の避難所運営マニュアルの作成についてでございますが、昨年7月に、自主防災会向けに「速やかな避難と円滑な避難所運営のために」と題しまして、避難マニュアルを作成いたし、市内の全ての自主防災会のリーダーを対象といたしました研修会において、地元自主防災会活動でご活用いただけるように説明してきたところでございます。また、同じく昨年11月には、職員向けに災害時における職員初動マニュアルハンドブック版を作成いたしまして、この中に避難所の開設運営について記載をいたしまして、全職員が携帯できるように配布をいたしますとともに、説明会を開催したところであります。

2点目の災害発生時の避難所運営の流れについてでございますが、避難を要する災害が予想される場合において、避難勧告等が発令される段階では既に避難所の開設準備が完了し、避難者の受け入れが開始できる状態とする必要がございますので、避難準備情報を出す前に迅速に避難所の設営業務を開始することとしているところでございます。

開設に当たりましては、避難所施設の安全を確認し、避難所用の資機材や物資を搬入し、避難者の収容空間を指定いたしますとともに、高齢者や妊産婦等の要配慮者向けの福祉避難スペースの確保を検討いたします。

なお、被害の規模や避難を要する期間等によりまして避難が長期間にわたることが予想される



場合には、自主防災会、避難施設管理者、避難所指定職員による避難所運営委員会を設置いたしまして、この委員会が中心となって避難所の運営に当たることとしているところで、この中に名簿担当や食料・物資担当、衛生担当等を置きまして、避難所は可能な範囲で役割を担うこととしているところでございます。

3点目の避難所設営の訓練の実施状況についてでございますが、昨年度は山吹運動公園市民体育館におきまして、災害時には救護班として避難所の開設運営を担当することとなります保健福祉部職員による訓練を実施し、市民体育館防災倉庫に配置されております避難所用資機材の点検、組み立て、運転操作訓練等を実施いたしたところでございます。

今年度でございますが、佐竹小学校におきまして、地元の5つの自主防災会と佐竹小学校職員、市役所の三者による合同の訓練を11月に実施いたしたところでございます。この訓練では市職員による避難所用資機材、物資の搬入、設置訓練や、自主防災会等による避難経路、居住スペース、物資搬入・集積場所、福祉避難スペース等避難所レイアウトの検討を行ったところでございます。

今後の計画でございますが、自主防災会と避難施設管理者、市の三者による避難所開設運営訓練を各地区で企画をしましてまいりますとともに、一般住民を交えました一連の避難行動の訓練を地区防災訓練の中に組み込んで実施していけるように検討してまいりたいと考えているところでございます。

4点目の避難所支援班の組織と動きについてでございますが、当市の現在の災害対策本部の組織におきましては、避難所関係業務を担当いたすものとして、救護班が避難所の開設、運営、生活必需品の給付を、また、総務班が応援要請及び派遣職員の受け入れを、さらに、市民協働班が災害・防災ボランティアの受け入れ等を個々に実施する体制となっているところでございます。

内閣府の指針を踏まえまして、総合的な避難所運営支援班を組織し、迅速・的確な避難所運営の支援ができる体制を検討してまいりたいと考えているところでございます。

5点目の災害発生時の職員の動きについてでございますが、災害による被害を最小限に食い止めるためには職員の初動対応が最も重要となってくるため、災害時における職員初動マニュアルに、災害の発生が予測される段階から災害の規模やその進展状況に応じた災害対応の組織、配備職員規模、担任すべき業務を定めているところでございます。これらにつきましては、日ごろの訓練の検証結果や他自治体の対応例等を参考にしながら、随時再点検を実施してまいりたいと考えているところでございます。

○益子慎哉議長 建設部長。

〔生田目好美建設部長 登壇〕

○生田目好美建設部長 後退用地の取り扱いについて、まず初めに、「建築基準法」第42条第2項の道路についてのご質問にお答えいたします。

「建築基準法」第42条第2項の道路の解釈でございますが、都市計画区域及び準都市計画区域内に建築物を建築し、または工作物を築造しようとする建築行為をする場合において、建築基準上の道路とは、幅員4メートル以上の市道などであり、建築物の敷地にはこの4メートル以上

の道路に2メートル以上接しなければ建築物を建てられないこととなっております。しかしながら、この法律の規定が適用される以前から建築物が立ち並んでいる幅員1.8メートル以上4メートル未満の道路については、「建築基準法」第42条第2項の規定が適用され、特定行政庁である県北県民センター建築指導課が指定した道路を「建築基準法第42条第2項の道路」と呼び、その中心線からの水平距離2メートルの線を道路の境界線とみなしております。

現実の市街地には、このように建築物を建てる際、幅員が4メートル未満の道路が数多く存在しておりますので、建築行為についての救済措置として「建築基準法」上での道路とみなす規定であります。これにより、道路中心線から通常はおおの2メートルの後退（セットバック）を行うことで4メートルの道路幅員があるものとして扱うことになり、建築が可能となりますが、後退用地に建築物や門、塀、擁壁などを建築することは制限されることとなります。

次に、「建築基準法」第42条第2項道路による後退用地の現在の市民への対応と今後の計画についてのご質問にお答えいたします。

この2項道路による後退用地につきましては、建築主が建築行為を行うために発生した土地で、土地所有者の私有地でございますので、原則は土地所有者が管理すべきものと考えております。しかしながら、建築行為を行う際にセットバックが必要となるような場所は必然的に道路が狭隘であることも事実でございます。

当市におきましては、ご質問の中で事例にございました自治体のような後退用地の買い取りや分筆登記の経費補助は行っておりませんが、土地所有者や地元町会からの要望に対しまして、まちづくりの観点から地域の生活環境の向上を目的に、地域ごとの個別の案件として、隣接者や道路の利用状況等のさまざまな条件を踏まえながら一連の用地協力が得られるなどにより効果の見込める箇所につきましては、道路の拡幅や待避所の設置などの生活道路対策として整備をする場合がございます。このようなことから、今後につきましても引き続き、さまざまなケースに対する個別的な対応をとってまいりたいと考えております。

なお、後退用地の対応を目的とした狭隘道路整備指導要綱などの計画や制度の策定につきましては、建築行為を行うために発生したという経緯やケースごとのさまざまな課題がありますので、統一的な制度は難しいものと考えておりますけれども、後退用地につきましては、土地所有者を含め隣接地権者の協力により一体的な土地活用ができる場合などはまちづくりに有効と考えられますので、他都市の事例等も参考にしながら、対応方法の検討を進めてまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 深谷議員。

[6番 深谷渉議員 質問者席へ]

○6番（深谷渉議員） ただいまご答弁大変ありがとうございました。それでは2回目の質問に入りたいと思います。

まず初めに、県北芸術祭についてでございます。トリエンナーレ形式として芸術祭開催を県へ要望することについてでございますけれども、橋本知事へ要望を提出した際の懇談で橋本知事は、県北芸術祭は県内外から高い評価を得ている、売り上げがよくなったという飲食店やお土産店の

話も聞く、70万人を超える来場があったと見れば評価できる芸術祭であったと思う、閉幕後、経済効果などもしっかり分析し、開催市町ともじっくり話し合っ、今後の開催については決定していきたいと語られておりました。ぜひとも継続開催に向けての市長のご努力をお願いしたいと思しますので、よろしくお願いたします。

続きまして、地域活性化についてでございますけれども、答弁の中に専門的な部門ということで教育委員会文化課で芸術活動の推進に当たっているということですが、今回の県北芸術祭を体験してのご感想と、今後の芸術活動の推進に当たって新しい展開の参考になった点があれば、教育長のほうからご所見をお願いしたいと思います。

**○益子慎哉議長** 教育長。

**○中原一博教育長** このたびの県北芸術祭を通して、市民の皆さんの芸術に対するこれまで以上の関心が高まってきていることと思います。芸術文化の振興につきましては、これまで文化団体連合会などと連携をして、作品の発表機会の確保に取り組んできているところであります。

今後の活動の推進といたしまして、今回の県北芸術祭の成果をもとに、若手芸術家の発掘などに努めるなどして、芸術祭の会場の1つでありました梅津会館を活用しまして、今まで発表機会に恵まれなかった作家の作品公開を進めるなど、芸術作品の公開機会の確保についてさらに充実をさせてまいりたい、その上で、市民の皆さんの芸術に親しむ機会の推進を図ってまいりたいと考えております。

**○益子慎哉議長** 深谷議員。

**○6番（深谷渉議員）** ありがとうございます。

続きまして、本市のイベントの現代アートの展開で新たな地域の特性を引き出す対策でございますが、地域活性化ということで、トリエンナーレ形式等による継続開催された芸術祭において地域活性化の効果を上げている芸術祭がありました。これは、昨日藤田議員の質問の中で答弁があったように、瀬戸内芸術祭やあいちトリエンナーレがそれでございます。

あいちトリエンナーレでは、継続開催しましたところ、今まであいていた空きビルが、その魅力でだんだん解消してきた、入ってきたというような効果と、また、瀬戸内芸術祭では、男木島の廃校になった学校が、住民が魅力を感じて転居してきたために再開したという、そういった地域活性化につながっております。ですから、継続開催ということがいかに大事なのかということを感じさせられました。今後とも開催に向けてのご努力をお願いしたいと再度要望いたします。

続きまして、水府中学校の小中一貫校についてでございます。建設予定地でございますけれども、整備計画の中では、児童生徒にとってよりよい教育環境を整えることが必要であります、その環境というのは、集団生活や友達とのかかわりを通して多様なコミュニケーション能力や社会性の育成を図れる環境をつくるためでございます。そこをはき違えると、方向性が違った建築場所になってしまうのかなという気がいたします。非常に喫緊の課題でありまして、教育長が今おっしゃったような形で進めていく以外にないのかなと。その際、やはり地域の意見を考慮しながら、現状の地で建設するのであれば、その通学の対策等は十分に理解を得られる対策をとっていただきたいと要望いたします。

続きまして、地域防災計画についてでございます。最初に災害発生時の避難所運営についてでございますけれども、避難所運営のマニュアルの作成について若干お伺いいたします。

東日本大震災で大きな被害のあった陸前高田市の避難所運営マニュアルを開きますと、図やイラストを多く用いてわかりやすい表記の仕方になっております。そして何より、「運営の基礎知識」の大きな見出しで、運営の基本方針として、避難所は地域住民による自主運営が基本ですと大きく書かれていることでもあります。

一方、本市のマニュアルには、「初めに」の最初のところで、「市の職員や施設管理者の到着の後れから速やかな開設、運営が困難になることが想定されます。その場合には、自主防災会や地域の方々の自主的な避難や避難所の開設、運営が必要になります」とあります。この内容では、避難所は地域住民による自主運営が基本であるということが市民に十分理解してもらえないと思いますが、その点のご所見をお伺いいたします。

○益子慎哉議長 総務部長。

○植木宏総務部長 現在、当市のマニュアルにおきましては、発災直後における行政の初動時や避難生活が長期にわたる場合、地元自主防災会に協力をいただくような表現としているところでございます。

今後につきましては、先ほどお答えいたしましたように、地元自主防災会と施設管理者と市による三者合同の避難所の開設、運営訓練を各地区で継続をして実施をいたしまして、地元自主防災会による避難所運営能力の向上に努めながら、住民意識の向上を図り、さらにご理解をいただけるように進めてまいりたいと思います。また、マニュアルの内容につきましても必要などころがあれば見直しをさせていただきたいと考えているところでございます。

○益子慎哉議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） ありがとうございます。住民が見てわかりやすいマニュアルをぜひとも作成していただきたいなど。やはり図とか表記の仕方によって大きく見方が変わってきてしまいますので。私も本市の避難マニュアルを見て、ちょっとわかりづらいなど、一から十までよく見ないと理解しにくいなどという部分が多々あったものですから、ぜひとも再度見直ししていただいて、よりよいマニュアル作成に努力していただきたいと思います。

続きまして、4番目の避難所支援班はどのように組織され、災害時にどのような動きとなるのかについてのご質問をいたします。

被災者のニーズの把握やほかの地方公共団体等からの応援及びボランティア等の応援団体の派遣調整等を行う避難所支援班は、本市においては避難時の組織体制上、総務班と市民協働班が別々に担っております。ニーズの情報と応援体制の情報がばらばらになり、ミスマッチになりかねません。そういう意味で、避難所の支援班の体制の検討をしていかれるということですが、我々議員ももらいましたコンパクトな赤い本の職員初動マニュアル等の内容変更も視野に入れて考えているのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

○益子慎哉議長 総務部長。

○植木宏総務部長 ハンドブックでございますけれども、内閣府の指針等を踏まえまして、今後

検討をして、必要があればこの中の現在の組織体制等についても見直しを考えてまいります。その際には、当然、ハンドブックの内容についても改定をしてまいりたいと考えているところでございます。

○益子慎哉議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） ありがとうございます。ぜひとも検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、建築行為等による狭隘道路の整備についてでございます。答弁がありましたように、後退用地の対応というのは各自治体によってばらばらでございます。本市では現在、実質上個々に対応されているという答弁でございました。しかしながら、今後建築が増えていくに従って、対応がばらばらであれば市民への平等という意味からも、その対応が不十分であったり、全くなされなかつたり、そういったことが起こりかねません。そういった意味で、ある一定のラインをぜひとも早急に決めていただきたいという思ひでございます。確かに非常に難しい問題でございますので時間もかかるかと思ひますけれども、今後、期待してまいりたいと思ひます。

そこで1点なんですけれども、建築申請時に市の職員が現地に出向いて、後退用地の今後の対応を市民へ周知を図っていく体制というのはとることが可能なかどうか、そのあたりをお伺ひしたいと思ひます。

○益子慎哉議長 建設部長。

○生田目好美建設部長 ただいまのご質問ですけれども、現在、建築確認申請の際には、審査機関として市が行っているという状況ではなくて、民間の審査機関等の機関が行っているところもありますので、建築申請の際にはなかなかそういった周知は困難かと思ひますけれども、それに先立ちまして土地の境界確認、前面に道路がございますので、そういった際には用地管理課の職員が立ち会うことが多くありますので、そういったときに後退道路の趣旨について説明するなどして周知をしていきたいと考えております。

○益子慎哉議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） ありがとうございます。本市では後退用地の部分を申請すれば減免が受けられるということもお聞きしております。それを知っている人と知らない人では全然違ってきてしまつて、まさに不平等な対応になってきてしまいますので、ぜひともそういった漏れがないような対応をつくっていただきたいなと要望いたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

○益子慎哉議長 次、8番平山晶邦議員の発言を許します。8番平山晶邦議員。

〔8番 平山晶邦議員 登壇〕

○8番（平山晶邦議員） 平山晶邦です。通告に従ひまして一般質問を行います。

私は11月に、財政破綻した夕張市に研修視察に行つてまいりました。私が研修に行った目的は、財政破綻した市が10年たつてどのような状況に置かれているのか、自分の目で見て、自分の耳で聞いて、自分の肌で状況を確認するためです。春や夏ではなく、冬に行つて確かめたかったのです。北海道の人は雪のことを「白い悪魔」「白い恐怖」と言っていると、昔聞いたことが

あります。春や夏などには見せない冬の厳しい姿が北海道にはあるのです。その厳しい環境の中で高齢化率48.9%，14歳以下の比率が5.6%，人口8,800人になってしまった夕張を研修したかったのです。

研修の中で夕張市の財政課長さんに説明していただいた内容をご披露したいと思います。

なぜ夕張市は財政破綻したのか。その要因の1つは、炭鉱閉山の後に身の丈に合わない社会基盤の整備をしたことにあります。観光関連施設への過大投資と、炭鉱会社が手放した住宅や浴場等を市が肩がわりしてライフラインの維持等を行い、その結果、公債費が多額になって、破綻前の公債費は夕張市民1人当たり18万円でありました。同じような規模の市では6万円ですので、約3倍でありました。ちなみに現在の常陸太田市は、公債費は1人当たり5万5,000円であります。

要因の2つ目は、行政体制の効率化の後れでありました。財政破綻前の夕張市役所の普通会計職員は、人口1,000人当たり約21人で運営していた。同じような市は約10人ぐらいであります。現在の常陸太田市は10.3人です。それでは人件費はと見てみますと、破綻前の夕張市の人件費は、市民1人当たり18万4,000円かかっていたと。同じような市は約9万5,000円ですので、2倍であったそうです。現在の常陸太田市は、市民1人当たり8万9,000円の人件費であります。いかに人件費の行政コストが多くかかっていたかということが理解いただけると思います。

要因の3つ目は、観光施設への過大投資でありました。民間が持っていたホテルやスキー場を市が取得したり、老朽化、陳腐化の進んだ施設での競争力低下に伴う観光入込客数の大幅な減少や期間利益で借入金の返済が行えないという返済超過状態になってしまいました。

要因の4つ目は、歳入が減少したが、これに対する補助金や事業の歳出削減ができなかったそうであります。

要因の5つ目は、財政状況が逼迫する中で、会計年度の出納整理期間を利用して、会計間で年度をまたがる貸付償還を行い、市民の皆さんに赤字が見えない不適切な財政処理手法を長年繰り返しました。市民の皆さんには理解できないと思うんですが、市の行政というものは4月から3月の年度で事業を行い、その後2カ月間を出納整理期間としています。年度の中で4月から3月まで一般会計から特別会計や第三セクターにお金を貸して、出納整理期間の2カ月で一般会計に戻す行為を行っていたわけであります。その結果、財政破綻に至ったそうです。

財政破綻後の財政再建計画では、総人件費を大幅に削減、事務事業の抜本的見直し、観光事業の見直しや税率の見直しや受益者負担の見直し、徴収率向上対策や施設の統廃合等を行い、例えば一般職、特別職、議員報酬の大幅な削減、議員定数は18人から9人に、補助金の廃止や公共施設の廃止や東京23区より広い夕張市にあっても小学校1校、中学校1校の学校の統合などを行いました。財政再建計画の過程では、この事業や補助金をやめても市民は死なないでしょうと言われながら作業をし、市民にとっても過酷な財政再建計画であったようであります。平成21年に財政再編計画から財政再生計画に変わった現在でも、市税の引き上げ、上下水道などを含めた使用料、手数料の引き上げなど、厳しい状況にあります。

本市はまだまだ夕張などの状況になることは考えられません。しかし、研修の最後に夕張市の財政課長は、市民に対しての財政の情報公開は大切であると言っていました。常陸太田市においても第三セクター等の経営状況を含め、市民に財政状況を情報公開して、その説明責任を果たしていくことが必要だと私は強く思いました。

前段に以上のことを申し上げて質問に入ります。

第1の質問として、認知症対策の取り組みについて質問いたします。

私は高齢化率が高い本市において、認知症対策への取り組みは重要な施策であると考えます。国は団塊の世代が75歳以上になる平成37年を見据えて、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）を推進し、平成30年までにさまざまな施策を市町村に求めています。本市においてもその体制づくりを進めている状況なのではないでしょうか。そこで、本市における新オレンジプランの取り組み状況と今後の推進状況について伺いをいたします。以上が第1の質問であります。

第2の質問として、地域公共交通網形成計画について質問いたします。

今、高齢者の交通事故が全国的に問題となり、高齢者への運転免許交付のあり方や地方における地域公共交通のあり方が話題となっています。このような社会環境の中で、私は今回の本市における公共交通の大幅な改変を行った地域公共交通網計画事業は、全国的にも例を見ない、もちろん県内においては初めての地域公共交通のあり方を体系的に整理した事業であると思います。高齢化や少子化が進む地方において、今後の公共交通のモデル事業として全国的にも注目される事業ではないかと高く評価をしております。隣の常陸大宮市においても、本市をモデルとして巡回バスの運行を県と協力し行ったと聞いております。私にも市民から評価する声が聞こえております。

しかし、机上で計画していたことと実際に運用した、実施した中ではある程度の齟齬が生じ、課題等が見られると思います。そこで、地域公共交通網形成計画を実施しての課題等を今後どのように対応していくのかについて伺います。

1点目として、市民からの評判と課題は聞いているのかについて伺います。

2点目として、事業者からの課題提起は聞いているのかを伺います。

3点目として、高齢者であっても理解されれば非常に使いやすいこのようなICカードがあります。このICカードはどのぐらいの市民が利用している実績があるのかを伺います。

4点目として、市民に時刻表などを配って終わりではなくて、自家用車などを使っていた高齢者の方々にどのように公共交通の利便性を理解していただくかが大切であると思います。市民への継続的な利用促進の周知及び対応はお考えになっているのかについて伺いをいたします。

5点目として、市民や事業者からの課題や問題を今後どのような組織や仕組み、対策で対応していくのかについて伺いをいたします。

以上が第2の質問であります。

第3の質問として、学校でのいじめ防止についての対応を本市はどのように取り組まれているのかについて質問をいたします。

横浜市で小学校3年生からいじめを受けていた生徒の手記が全国的に問題になり、横浜市の対応が不適切であったと文科省からの指導を受けました。また、直近では国立大附属高校においても、いじめが発生したにもかかわらず放置したことが問題になり、新潟県においても小学校の担任教師の発言が問題になりました。この2つの問題は、「いじめ防止対策推進法」に基づく重大事態の捉え方の不備や教育委員会の対応や学校の対応にありました。学校でのいじめ防止対策について、本市はどのような対応をとる仕組みがあるのかについてお伺いをいたします。

1点目として、常陸太田市いじめ防止基本方針についてお伺いをいたします。

2点目として、学校、教育委員会の組織整備についてお伺いをいたします。

3点目として、重大事態の考え方と基準についてお伺いをいたします。

以上が第3の質問であります。

第4の質問として、普通財産の土地の取り扱いについて質問いたします。

夕張市の問題でも申し上げましたが、財政が厳しい状況になってまいりますと、自主財源の確保として、税や使用料などの値上げや徴収率向上対策を講じることは必然であります。少子・高齢化が進み、人口減少が進んでいる本市においては、普通財産の賃借料の確保も必要なことであるのは周知のとおりであります。そこで普通財産の土地の賃貸借についてお伺いをいたします。

1点目は、普通財産である土地を民間や法人に無償で賃貸借している事実はあるのかについてお伺いをいたします。

2点目は、無償で賃貸借している事実があるのであれば、その法人名、面積、現在の賃借料、その契約内容と無償で賃貸借した根拠、そしてその根拠についての管理や方針の確認は市としてどのような形で行っているのかについてお伺いをいたします。

3点目として、普通財産の通常の賃貸借契約はどのようになっているのかをお伺いいたします。

4点目として、私は「民法」上の土地の賃貸借の存続期間は20年を超えることはできない、借地権の存続期間も30年であるという認識を持っておりますが、今回の賃貸借についての解釈をお伺いいたします。

以上で私の1回目の質問といたします。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

〔西野千里保健福祉部長 登壇〕

○西野千里保健福祉部長 認知症施策の取り組みについてのご質問で、新オレンジプランの中で国は平成30年度までにさまざまな施策を市町村に求めているが、本市における取り組み状況と今後の推進についてのご質問にお答えをいたします。

議員のご発言にございましたように、国では認知症の方の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境のもとで自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指して、平成27年1月に認知症施策推進総合戦略、いわゆる「新オレンジプラン」を策定しております。新オレンジプランでは、認知症高齢者等に優しい地域づくりを推進していくため、認知症への理解を深めるための普及啓発の推進、認知症の様態に応じた適時適切な医療、介護の提供、若年性認知症施策の強化、認知症の人の介護者への支援、さらには認知症の人を含む高齢者に優しい地域



づくりなど7つの柱を立て、それに沿って施策を総合的に推進することといたしております。

その中でもまず、認知症への理解を深めるための普及啓発の推進が大きな柱となっておりまして、認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守り、地域で支援をしていく応援者として認知症サポーターの養成を進めることといたしております。具体的には、平成29年度末までに全国で800万人の認知症サポーターを養成することを目標に掲げております。

本市におきましては、認知症サポーターの養成を社会福祉協議会に委託をいたしまして、介護職員、地区民生委員など一般市民を対象に養成講座を開催してきておりまして、今年の6月末現在で延べ3,768人が受講され、認知症サポーターとなっているところでございますが、現状においてはサポーターの養成の取り組みにとどまっているところがございまして、復習も兼ねて学習できる仕組みづくりや、介護・看護等専門職員との連携、協働による活動の推進によりまして、その実効性を高めていくことが今後の課題であると認識をいたしております。

さらに、認知症の様態に応じた適時適切な医療・介護等の提供を図るための体制整備といたしまして、地域包括支援センターなどに認知症初期集中支援チームを平成30年度までに全ての市町村に設置することとなっております。認知症専門医の指導のもとで複数の専門職によって認知症が疑われる方やその家族を訪問いたしまして、観察、評価を行った上で、必要な医療や介護の導入、調整や家族支援などの書記の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うものでございます。また、認知症の人が認知症の様態に応じた必要な医療や介護のサービスが受けられるよう、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携の支援や、認知症の人や家族への相談支援を行う認知症地域支援推進員もあわせまして、平成30年度までに全ての市町村に設置することとされております。

次年度、平成29年度がその準備期間となりますので、市の地域包括支援センター内に認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員となる保健師、看護師、介護福祉士などの人材を確保するとともに、支援チームに必要となります認知症専門医の選定などを市の医師会と関係機関と協議を重ねながら進めてまいりたいと考えております。

また、新オレンジプランでは、生活の支援や生活しやすい環境の整備、就労、社会参加の支援、さらには安全確保など、認知症の人を含む高齢者に優しい地域づくりを推進することといたしております。

本市におきましては、高齢者の皆様の健康づくり、あるいは認知症予防につながるいきいき健康運動教室やスクエアステップ教室などの介護予防事業に取り組みますとともに、介護の掃除などの家事、買い物弱者への宅配等のサービスの支援、高齢者サロン等の設置、公共交通や建物等のバリアフリー化の推進、地域活動やボランティア活動等社会参加への促進、さらには独居高齢者等の地域での見守り体制の整備、交通安全の確保や高齢者虐待の防止等々、これらの施策や取り組みなどの成果や課題等の評価を行いつつ、個々の取り組みの内容の見直しや充実強化などを図っていく必要があると考えているところでございます。

いずれにいたしましても、ご質問の「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」では、

住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、そして生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの実現を目指す中で、認知症についての社会を挙げた取り組みといたしまして推進していくことといたしているところでございます。私ども行政はもちろんのこと、民間、地域住民などさまざまな主体がそれぞれの役割を果たしつつ、互いに連携を密にすることにより、協議を重ねながら本市の取り組みの具現化を図ってまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 政策企画部長。

〔加瀬智明政策企画部長 登壇〕

○加瀬智明政策企画部長 地域公共交通網形成計画を実施していく上での課題等に対する今後の対応についてのご質問にお答えをいたします。

市では本年3月に持続可能な地域公共交通を構築するためのマスタープランとしまして、常陸太田市地域公共交通網形成計画を策定いたしました。この計画に基づく常陸太田市地域公共交通再編実施計画を策定し、本年9月28日に国の認定を受け、10月1日から市内全域での公共交通の再編を実施したところでございます。

まず、市民からの評判と課題の把握についてでございますが、各地域で実施をしております再編に係る説明会の中で、運行便数の増加や利用者ニーズに合わせた運行ルートの変更などに対して「利便性が向上した」との良好な評価をいただいております。その反面、運行便数の増加によって、JR常陸太田駅や市役所等の主要バス停において行き先の違う複数のバスが集中する時間帯が生じたことにより、高齢者等の利用者から「バスが続けて来るので、自分が乗車するバスの確認に時間がかかる」といった戸惑いの声も聞かれております。したがって、今後は利用者に対してのヒアリング等を実施いたしまして、課題の把握とその解決に努めるとともに、再編後の評価等につきましても継続して把握をしていきたいと考えております。

次に、交通事業者からの課題提起についてでございますが、今回の再編は再編実施計画に基づき、市内全域での公共交通の再編を行う全国初の事例でございます。そのため利用者の混乱が起きないように十分な周知を図っておりますが、事前の予測が困難な課題等が生じる可能性もございます。現在は交通事業者からの課題提起等はございませんが、市民から意見があった場合などにおいて逐次連絡を取り合うとともに、定期的な打ち合わせ等を実施することで課題等への対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、ICカードの実績でございますが、10月1日から路線バス事業者が販売をいたします記名式ICカードを活用した市高齢者バス利用促進助成金制度を開始いたしております。10月中旬から11月初旬にかけて、市内18カ所において記名式ICカードの作成を含む当制度の説明会を実施しております。記名式ICカードの作成実績につきましては、11月30日現在でございますが、茨城交通株式会社分が356件、日立電鉄交通サービス株式会社分が63件、合計419件となっております。

続きまして、市民への継続的な利用促進の周知及び対応についてでございますが、現在、各地域で説明会を実施しているとともに、9月に市報への掲載、また、4地区への公共交通マップの

配布を行っております。10月以降につきましても、各イベント会場におきまして高齢者等を対象としたバスの乗り方教室などを実施しております。今後も説明会や乗り方教室を継続実施していくとともに、記名式ICカードを活用いたしました利用実態調査、また、市内循環線などを利用いたしました買い物ツアーなどを実施し、市民への継続的な利用促進に努めてまいります。

最後に、市民や事業者からの課題や問題に対応するための仕組み、対策についてでございますが、定期的に各路線の利用状況などのデータを分析するとともに、バス利用者や事業者に対してのヒアリング等を実施し、課題等の抽出を行うこととしております。抽出をされた課題につきましては、法定協議会でございます常陸太田市地域公共交通活性化協議会におきまして対応を協議し、平成29年10月に予定をしております第2次再編に合わせまして修正などを実施していきたいと考えております。

○益子慎哉議長 教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 学校でのいじめ防止対策について、本市はどのような対応をとる仕組みがあるのかというご質問についてお答えいたします。

まず、本市のいじめ防止基本方針についてでございますが、国では平成23年に滋賀県大津市で起きた中学生がいじめにより自ら命を絶つという事案への対応の不十分さをきっかけに、平成25年6月29日に「いじめ防止対策推進法」が制定されたところであります。それを受け、本市ではいじめの未然防止と早期発見、解決を図るため、平成26年10月29日に常陸太田市いじめ防止基本方針を策定し、ホームページに掲載しております。

主な内容は、いじめ防止等に関する基本的な考え方や具体的な取り組み、重大事態への対処等についてでございます。具体的には、児童生徒を見守り育てる大人一人ひとりが、いじめはどの児童生徒にもどの学校でも起こり得るという認識のもと、いじめは絶対に許されないという強い思いで対応しなければならないことを強調しております。また、いじめを未然に防ぐためには、早期発見、早期対応が大切であり、いじめに対し組織的に対応することが重要であることを示しております。

次に、学校、教育委員会の組織整備についてでございますが、各学校においては、いじめ防止、いじめの早期発見、早期対応に向けて、校長を中心に教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭等から成る組織を設置しており、気になる児童生徒に対する個別のケース会議を実施したり、児童生徒が訴えてきたことに対し一つ一つ丁寧に話を聞いたりしながら対応しております。また、深刻な事案については教育委員会がかかわり、関係機関等とも連携を図りながら対応しているところであります。

教育委員会では、市いじめ問題対策連絡協議会を設置し、いじめ防止に向けての共通理解を図るため、警察や児童相談所、子ども福祉課、教育委員会と市内小中学校の生徒指導主事等が集まり、いじめ問題についての現状や課題、今後の対応について話し合っております。また、学校でいじめの重大事態が発生した場合には、弁護士、精神科医、学識経験者、専門的知識を有する方々から成るいじめ調査委員会を設置し、解決に向けた意見をいただくとともに、再発防止のために、

いじめがいつごろから誰によってどのような態様で行われたか、学校がどのように把握し、対応したかなどの事実関係を明らかにすることとしております。

次に、重大事態の考え方と基準でございますが、いじめを受けた児童生徒の状況に着目し、いじめによって自殺を図ったと思われる場合、精神疾患を発症した場合、身体に重大な障害を負った場合、心身や金品等に重大な被害を受けた場合などを重大事態と捉えております。中でもいじめが原因で相当の期間登校できないときは、当該児童生徒の状況等により適切に判断することとしております。

このいじめ問題につきましては、何よりも早期に発見し対応することが大切でありますので、いじめが重大事態になる前に、教育委員会は学校からいじめ事案の報告を受けた時点で学校と連携し、いじめを受けた児童生徒やいじめを通報した児童生徒の安全を確保した上で、いじめにかかわった児童生徒に対して適切な指導を行うなど、即対応しているところであります。

本市におきましては、これまでも月1回、各学校の生徒指導主事が集まり情報交換をしたり、各学校においては級友や保護者向けのアンケート等に取り組んだりして早期発見に努めております。今後とも、いじめは絶対に許されないという認識のもと、いじめの未然防止及び早期発見、早期解消に向けて取り組み、重大事態に陥らないよう努めてまいります。

○益子慎哉議長 総務部長。

〔植木宏総務部長 登壇〕

○植木宏総務部長 普通財産の取り扱いについての4点のご質問にお答えをいたします。

1点目の普通財産である土地を民間や法人に無償で貸与していることはあるかのご質問でございますが、現在、社会福祉法人に無償で貸し付けているものが1件ございます。

2点目の無償で貸与しているものの法人名、面積、契約内容とその根拠等についてのご質問でございますが、無償貸付をしている法人は、社会福祉法人愛光会で、契約面積は9,303平方メートル、賃貸に移行した場合の賃貸料につきましては、市の条例及び要項に基づき算出をいたすところでございますが、現在不動産鑑定を行っていないため、仮に固定資産税評価額の100分の5の額により算出をいたしました額では、年額でおおむね100万円程度となるところでございます。

契約の内容でございますが、特別養護老人ホーム誠信園敷地として使用いたすもので、貸付期間は平成7年の1月25日から使用目的がなくなるまでとなっており、貸付期間が特定されない契約となっているものでございます。

この根拠でございますが、契約当時の水府村財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例第4条第1項の規定におきまして、他の地方公共団体、その他の公共団体または公共的団体において、公用もしくは公共用または公益事業の用に供するときは無償で貸し付けることができると規定したもので、社会福祉法人は公共的団体となり、特別養護老人ホームは公共用施設に当たりますため、貸付料が減免されているものでございます。

なお、合併後の市条例におきましても同様の内容を規定しており、この無償貸付契約は合併により市が継承しているものでございます。また、契約後は、契約書に定める目的の敷地として使

用されていることを確認しているところでございます。

3点目の私有財産の土地の通常の契約内容はどのようになっているかのご質問でございますが、普通財産の貸し付けにつきましては、契約期間を3年間として契約及び更新をしているところでございます。貸付期間が特定をされていない契約はこの契約のみとなるものでございます。

4点目の「民法」上の土地の貸借についての解釈のご質問でございますが、「民法」第604条で、賃貸借期間は20年を超えることができないとございますが、無償の貸借につきましては、「民法」第593条の使用貸借の規定に基づくもので、貸付期間を定めない場合も有効となるものでございます。この貸し付けにつきましては、当時の水府村が村内に特別養護老人ホームがなかったことから誘致をしたものでございまして、そのために無償貸付となったものでございます。

なお、平成7年に締結した無償貸付の契約書は、現在も法的に有効なものでありますことから、契約の変更には契約相手方との合意を得ることが必要となるところではございますが、契約から約22年が経過しており、市といたしましても現在の状況に合った見直しが必要ではないかと考えまして、今年8月より交渉を続けているところでございます。今後も見直しに向けての努力をしてみたいと考えているところでございます。

○益子慎哉議長 平山議員。

〔8番 平山晶邦議員 質問者席へ〕

○8番（平山晶邦議員） ご答弁をいただきましてありがとうございます。2回目の質問を行います。

1問目の認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の本市の取り組みについては理解をいたしました。答弁の中で、本市のサポーターの人たちに対する今後の取り組みや、あとはスクエアステップというふうな実態の事業を行うということを行っていただいて、ぜひよりよい常陸太田市の「新オレンジプラン」になりますよう、ご期待をしております。

2問目の質問、地域公共交通網形成計画を実施しての課題等を今後どのように対応していくのかについての質問でございますが、これも理解をいたしました。これからも市民の利便性の確保のために市、市民、事業者が協力して、公共交通のさらなる展開をご期待しております。よろしく願いいたします。そして、ご答弁にあったような事業者、そして市民との細かいやりとりを検討なさって、次の第2次の再編の中に活かしていただきたいと思っております。改めてよろしく願いいたします。

3問目の質問で、学校でのいじめ防止対策について本市はどのような対応をとる仕組みがあるのかについては、ご答弁でさまざまなセーフティネットが本市にはあることを理解いたしました。学校、教育委員会、地域と協力しながら、先ほどご答弁にもあったように、いじめは絶対に許さないという社会環境をこの常陸太田市の中でみんなで作っていかねばならないと私も考えております。これからもどうぞよろしく願いいたします。

それで、4問目の質問、普通財産の土地の賃貸借については、何点か質問と要望を申し上げます。

1点目の無償で賃貸借していることはあるのかの質問で、社会福祉法人愛光会に無償で貸し付

けていますというご答弁がございました。常陸太田市が多くの賃貸借契約をしている中で、社会福祉法人愛光会への1件だけ、無償貸与というのは1件だけであるということがわかりました。

2点目の質問は、無償で賃貸借している先は社会福祉法人愛光会で、特別養護老人ホーム誠信園の敷地として平成7年から無期限で貸している契約となっていることがわかりました。社会福祉法人は公共的団体であるから無償で賃貸借しているとのことですが、常陸太田市内には社会福祉法人が10、特別養護老人ホームは6、市内の中で介護事業を行っている施設は42あります。そして、平成12年に介護保険制度ができました。平成12年前までの措置費用というものが給付となり、仕組みとして、制度として12年以降は運用されております。介護事業者にとっても、この介護保険制度の中にきちんと組み込まれた内容となっております。

平成7年の介護事業、その当時の水府村が誘致をした介護事業の社会環境と現在では大きく変化をしていると思います。また、社会福祉法人愛光会は古河市に本部があり、愛光園と常陸太田市で誠信園の特養を運営し、平成26年、27年度の愛光会の決算書を見てみますと、一般企業の当期純利益に当たる当期活動増減差額は、26年7,174万1,000円、27年には7,265万7,000円であり、27年度の次期繰越活動増減差額は、実に9億1,706万6,000円ありました。経営状況が大変すばらしい社会福祉法人だという認識を私は持っております。愛光会という社会福祉法人がこのような状況の契約であるということは、市の皆さんはご存じでありましたか、お聞きします。

○益子慎哉議長 総務部長。

○植木宏総務部長 社会福祉法人愛光会の決算等の状況につきましては、公開をされております報告書等によりまして確認しているところでございます。

○益子慎哉議長 平山議員。

○8番（平山晶邦議員） わかりました。ということは、非常にすばらしい経営をなさっているということは市の皆さんもご存じだということでもあります。

それでは、3点目の通常の契約の質問であります。この社会福祉法人以外の契約は、3年間で契約及び契約更新をしているとのことご答弁でありました。これは現在の常陸太田市の公有財産の賃貸借契約書であれば当然であります。それではなぜ常陸太田市に合併したときに期限3カ年の賃貸借契約に見直しを図らなかったのかということをお伺いいたします。

○益子慎哉議長 総務部長。

○植木宏総務部長 1回目の答弁の中で触れさせていただきましたが、この社会福祉法人との契約でございますけれども、当時の水府村の誘致に伴うものでございまして、合併により市が受け継いだもので、合併時におきましては契約の見直しの対象とはされなかったものでございます。

○益子慎哉議長 平山議員。

○8番（平山晶邦議員） わかりました。公的セクターであったから見直しをしなかったというご答弁であります。今のところはそういうことになっておるんでしょう。

それでは、4点目の「民法」上の契約の解釈でございますが、私は、この契約は「民法」第2章の契約の第7節の賃貸借ではなく、第6節の使用貸借で行われているから、期間は無期限でも

有効になっているという説明だと理解をいたしますが、先ほども私は申し上げましたように、常陸太田市の公有財産は賃貸借契約で行われるべきではないかと、そのような契約書になっているのではないかと思います。なぜならば、今の賃貸借を前提に、要するに常陸太田市になったときには、賃貸借の契約なんだから使用貸借という概念はなかったのではないかと思います。この賃貸借にきちんと直していく、常陸太田は賃貸借なんだよという形に、今後、相手先の契約の見直し等図るということですが、その辺の賃貸借契約であるべきじゃないかというご所見を改めてお伺いをしたいんですが。

○益子慎哉議長 総務部長。

○植木宏総務部長 公有財産の貸借の契約につきましては、契約書のひな形等についても賃貸借契約としているなど、賃貸借を前提として規則等が整備をされているのは事実でございます。今後顧問弁護士とも協議をさせていただきまして、賃貸借、使用貸借などの貸借契約あわせて、総合的に見直しを図ってまいりたいと考えてございます。

○益子慎哉議長 平山議員。

○8番（平山晶邦議員） この契約条項というものは非常に大切なことでありますので、ぜひよろしくお伺いをしたいと。私は、常陸太田市になったときにこの賃貸借契約に結び直して、しかし、ここは公的セクターの対象になるから、市長が減免して無償になるという、本来であればそういう経過をたどるべきだったのではないかと考えております。今後、契約の概念に対して見直しをお願いしたいと考えております。この4問目の質問に対しては、改めて強く要望をいたします。この問題は、今日の議論を通じて広く市民の皆様も知ったわけでありまして。常陸太田市に合併して10年以上たつわけでありまして。金砂郷、水府、里美地区の市民の皆さんも統合したときに、新たな条例制定の中で土地の賃貸借が行われました。私の近所に住む方も、家が建っている私有地の土地の値上げがありました。そして金砂郷、これは町時代ですから、金砂郷町時代から常陸太田市になって100分の5という条例の制定に従って、2.5倍ぐらい借りている価格が上がりました。でも、これは当然であります。

先ほどのご答弁にもあったように、社会福祉法人と言えども、多くの契約の中で普通財産の無償での契約は愛光会だけです。先ほどもお示したように、その経営も盤石であります。そのような観点から、市民から見たときの公平性を念頭に置いて、ご答弁にもあったように、契約から22年過ぎて、賃貸借でやっていけばその期間は終わっているような状況です。そしてまた、社会情勢の変化もありますから、社会福祉法人愛光会様との契約の見直しをお願いいたします。

以上要望を申し上げて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○益子慎哉議長 午前の会議はこの程度にとどめ、午後1時まで休憩いたします。

午前11時42分休憩

---

午後1時00分再開

○益子慎哉議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

20番宇野隆子議員の発言を許します。宇野隆子議員。

○20番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。通告に基づいて一般質問を行います。

明日12月8日は、アジア太平洋戦争の開戦から75年目を迎えます。日本がマレー半島とハワイを突然攻撃した日です。その侵略から45年の敗戦まで、310万人を超す国民と2,000万人以上のアジアの人々が犠牲になりました。国民が戦後の憲法で政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを誓ったにもかかわらず、安倍政権は2014年7月、集団的自衛権行使容認へと憲法解釈の大転換を図る閣議決定を強行させ、昨年9月には安保法制、いわゆる戦争法を成立させました。そして現在、政府はこの法制の全面的な運用に向け、自衛隊の任務を拡大させ、南スーダンに順次自衛隊派兵を始めております。国民も、そして世界からも求められているのは、安保法制の発動を中止して、憲法9条の理念に立った非軍事の人道支援であり、国政においても現行憲法の前文を含む全条項を守り、特に平和的、民主的諸条項の完全実施を目指すことではないでしょうか。

今、地方自治体には、高齢化や人口減少、格差と貧困、地域経済の衰退など克服すべき課題が山積しております。しかし、政府は地方総合戦略やトップランナー方式の導入などで地方自治体への交付金制度を変質させ、自治体間競争をあおり、安定した自治体運営を脅かしております。市政運営に当たっては、市民が置かれている厳しい状況について把握し、しっかり受けとめた対応が強く求められております。

日本共産党と私は、11月15日、2017年度常陸太田市予算編成と施策に対する要望書を市長に提出させていただきました。新年度予算は、市民の暮らしを最優先に編成し、市民の安全、平和と暮らしの増進のためにより一層力を尽くされるよう、まず最初に要望をいたします。

それでは、一般質問最初に、小規模校の学校統廃合と小中一貫校について質問をいたします。

1998年の「学校教育法」改正により、中等教育学校——中高一貫校ですけれども、これが法制化され、2015年6月には、2016年度からの小中一貫の義務教育学校が法制化されました。国のトップダウンで、少子化、小規模校を理由に小中一貫で地域から学校がどんどん消えていくということは、子どもの発達や地域づくりにおいても多くの問題があります。

本市では昨年8月に常陸太田市学校施設検討協議会が設置され、その答申を受けて、今年度、学校施設整備計画が策定されました。2018年度に水府小学校と山田小学校の統合、そして水府中学校との一貫教育の実施が計画され、4年後の2020年度、ここでは峰山中学校学区内にある西小沢小学校、幸久小学校、佐竹小学校3校の統廃合などが検討課題に上っております。金砂郷地区、水府地区、里美地区には、小中学校最低1校残すという基本的な考え方が示されております。

一般的に、競争社会を生きる子どもにとって、切磋琢磨できない環境で学ぶことは不幸であるとした風潮もありますが、全国では小規模学校でありながら光り輝く学校が数多くあり、ホームページなどによって紹介されております。地域の小規模校にとってどのように子どもの成長、発達の視点から充実したものにしていけるのか、急務の課題になっていると思います。

そこで1点目は、学校施設整備計画の基本的な考え方について伺います。小中一貫校にしても



義務教育学校にしても、施設一体型、施設分散型・分離型など多様な選択肢があります。早期統廃合を目指している水府地区の場合、どのような形態になるのか伺います。

2点目は、保護者や地域住民への説明会について伺います。水府地区においては、それぞれの学校のPTA役員や学校長などとの懇談会、あるいはPTAの説明会が持たれてきました。また、今後、保護者、地域住民の説明会を持つ上で、どのような内容、進め方を行っていくのか伺いたいと思います。説明会やアンケートなどで全保護者から意見や要望を聞く、また、多くの地域住民の皆さんからも意見や要望を伺っていく。私は、教育的観点から大事なことは、やはり意見を聞き出すという姿勢で説明会を開いてほしい、そして、大事なことはきちんと反映させていく、その心構えを持って臨んでほしいと思いますけれども、説明会について伺いたいと思います。

3点目は、小規模校、複式学級のメリット・デメリットについて伺います。今までもメリット・デメリットについて伺ってきておりますけれども、例えば小規模校では切磋琢磨や相互啓発がなされにくいとか、小規模校は人間関係が固定化されやすい、部活動が限定されるなどとデメリットが強調され、学校統廃合が進められてきました。これは当市に限らずです。しかし、複式学級、少人数だからこそ個々への支援が充実し、一人ひとりに対して表現する場を保障し、伸ばすことができる、教師が直接指導しない間接指導の時間があるからこそ学び方を学び、主体的な学びを展開することができるという現場の教師や専門家の方々からの話もあります。こういうことは私の見解ですけれども、教育委員会に小規模校、複式学級のメリット・デメリットについて伺いたいと思います。

2番目に、就学援助制度について質問をいたします。

現在、本市の援助金の支給時期が7月、12月、3月となっております。入学準備金は、小学校2万470円、中学生が2万3,550円ですけれども、この入学準備金が支給されるのは、入学した年度の7月になっており、入学準備金が必要な時期に間に合わないなどの問題があります。

日本共産党の田村智子参議院議員が5月25日の参議院文教科学委員会で、生活困窮世帯が入学準備金の立て替えをしなくても済むように、入学前の2月から3月に支給できるようにと求めたことに対して、文科省も、児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給できるように十分配慮するよう通知しているけれども、市町村に引き続き働きかけていくと答弁をされております。そこで各地で改善の取り組みも進んでおります。

1つ挙げますと、東京八王子市ですけれども、この改善策は3点あります。準備金は就学援助金制度と切り離して、来年平成29年度に小中学校に入学される家庭で、経済的に困難を抱えている保護者に対して準備金を入学前の3月1日予定で支給するという改善を行っております。その他、準備金の概要については、支給の対象となる人、申請方法、申請の時期、支給額、支給方法、それから、準備金支給までの日程と、いろいろ八王子市の概要を調べてみました。この場では省略いたしますが、文科省が援助を必要とする時期に速やかに支給できるように十分配慮を求めていますので、本市で平成29年度からということになりますと間に合いませんけれども、平成30年度から就学援助金の支給時期の改善、前倒し支給についてぜひ実施していただきたいと思いますが、ご見解を伺います。

3番目に、通学路の安全について質問いたします。

地域公共交通の再編によって、佐都地区、河内地区から機初小学校へ通学する児童たちのスクールバスが廃止され、路線バス利用になりました。そこで、スクールバスの路線バス化に伴う安全確保について3点伺いたいと思います。

1点目は、佐都地区、河内地区の保護者への説明会についてです。10月からスタートするに当たって、常陸太田市地域交通網形成計画に伴うスクールバスの路線バスへの移行に係る説明会が開催されて、スクールバスを利用する佐都地区、河内地区の保護者を対象に計画についての説明が行われました。その説明会で保護者から、学校統合時の約束と違うのではないかとの意見や質問が出されたと伺っております。その後、バス事業者も含めた説明会が行われることになったと聞いております。説明会において出された質問、意見の内容について、また対応について伺います。

2点目は、アンケートの結果について伺います。保護者への説明会においてアンケートを実施することになったとのことですが、どのような内容で行い、その結果の特徴について、先ほど申し上げましたように、路線バスへの移行についてどのような意見を持っているのかということについてどのような回答があったのかお伺いをいたします。

3点目は、停留所の整備、横断歩道の整備など、安全確保について伺います。地域の住民の方から、路線バスを利用し始めた子どもたちを見ていると心配だ、バス停をきちんと整備したほうがよいのではという声が聞かれました。バス停の整備、横断歩道の整備など、安全確保をどのように確認、チェックされたのかお伺いをいたします。

4番目に、子育て応援宣言の市の宣言について質問をいたします。

本市では子育て支援として、高校生までの医療費助成を初め、乳児のおむつ購入費助成、保育料の軽減・無料化、幼稚園、小中学校給食の2分の1の助成など、さまざまな施策を行っておりまして、子育て世代からも、また近隣市町村からも大変評価されております。今議会で提案されております第6次総合計画でも子育て支援の充実が上がりまして、少子化・人口減少対策として「子育て上手常陸太田」をキャッチフレーズに、積極的に子育て支援に取り組む施策が計画されております。地域全体で子どもを大切に、健やかな成長を助ける地域社会づくりを進め、安心して子どもを産み育てられる環境づくりがさらに推進するものと思います。

現在、この子育て応援宣言は、茨城県、また日立市など6市町で宣言されておりますが、本市での子育て宣言常陸太田について、ご見解を伺います。

5番目に、特定健康審査について質問をいたします。

私は特定健診は早期発見、早期治療に役立ち、また医療費、医療給付費の抑制にもつながる、中でも受診率の向上はそのためにも重要課題であることから、受診率向上策として、特定健診受診料無料化などを求めてきました。本市の第2期特定健康診査実施計画に基づいて現在取り組まれており、今4年目に入っておりますが、2017年度、来年が最終年度となります。

そこで1点目は、受診率向上について伺います。これまで取り組まれてきた受診率向上の到達については昨日答弁がありました。平成25年度38.2%、26年度40.4%、27年度42.3%

と、大体1年間に2%ほど受診率が伸びております。しかし、2017年度、最終年度の目標値は60%ですので、来年1年間で15%ほど伸びないと目標値には到達しないわけですが、2017年度に向けて、課題と新たな取り組みについて伺いたいと思います。

2点目は、検査結果の分析と保健指導についてです。これまでの検査結果の分析でどのような特徴があるのか、特定保健指導によって重症の生活習慣病を示す検査データが改善した方がどれぐらいいるのか、また、その症状や病名はどのようなものなのか伺いたいと思います。

文教民生委員会で10月に視察をした兵庫県尼崎では、特定保健指導において一つ一つ検査項目を見ること、これも当然大事なことですけれども、目を見張るような取り組みをしていました。例えば血管や体がどのような状態なのかをイメージできるように、結果の見方を丁寧に説明しております。また、健診結果が生活習慣とどのように関連しているのか、今後の見通しを伝えて、生活習慣の改善が必要な方には、本人がどのような方法が一番よいかを本人が選択できるように支援をしております。特に糖尿病性腎症重症化予防のための保健指導に力を入れておりまして、継続して実施して、これが医療保険費の減にも効果を上げております。今後の本市の特定保健指導ですけれども、どのように進めていくのか、その内容について伺いたいと思います。

6番目に、飼い主のいない猫対策について質問いたします。

テレビ等で人間と猫が共生している様子が頻繁に放映されるなど、猫ブームが起こっております。一方、飼い主のいない猫が増えてしまい、困っている、環境にも問題だといった相談や苦情が市民から寄せられております。市民生活への窓口の相談もあったかと思っております。捨てられる猫が後を絶たない状況の中で、「動物を捨てることは犯罪です」といったポスターを掲示してほしいという要望があり、実際掲示しているところもありますし、飼い主のマナーとルールを徹底してほしい、条例を作って動物愛護を徹底し、人と動物の調和のとれた共生社会を実現してほしいといった声や意見が出されております。

そこでこの問題を取り上げたわけですけれども、本市においてもお知らせ版やホームページで、飼い主のルールやマナーの徹底、県獣医師会で行っている犬・猫の避妊去勢手術費用の助成などを紹介しております。茨城県は昨年10月、「茨城県猫の適正飼養ガイドライン～人と猫が幸せに暮らすために～」を発行して、人と猫が共生する社会の実現のために地域全体で解決することを呼びかけております。そこで3点伺います。

1点目は、飼い主のいない猫の実態、これまでの取り組みについて、猫に関する苦情相談が何件あり、また相談内容と対応について伺います。

2点目は、不妊・去勢手術への市の助成について伺います。飼い猫に対しては県獣医師会の動物病院で犬猫の避妊・去勢手術費用の一部、1頭につき2,000円の助成が受けられます。毎年この予算額枠がありますけれども、こういう制度があります。県のガイドラインに、飼い主のいない猫の繁殖を抑える、数を減らしていくことを目的に捕獲し、不妊・去勢手術をし、元に戻すTNR活動も紹介されております。捨てられた猫が地域に住みついている「地域猫」を地域ボランティアなどが保護している場合に、地域ボランティアの申請に対して、年間何頭までと限定して費用の一部を助成するなど、避妊・去勢手術への市の助成についてご見解を伺いたいと思いま

す。

3点目は、条例制定についてです。私が調べたところ、県内では牛久市、守谷市の2市で条例を制定しております。人と動物の調和のとれた共生社会を目指す動物愛護・管理に関する条例の制定についてご見解を伺います。

7番目に、免許証自主返納への支援について伺います。

高齢者による自動車事故が増えております。安心して生活できる交通環境をつくとともに、高齢者の事故をなくすことは急いで取り組まなければならない課題となっております。本市のような広い地域では、買い物や通院など老後の生活を営む上で車の運転は重要な手段であり、日常生活に車は欠かせません。しかし、個人差はありますが、高齢になると身体的・精神的機能は確実に低下をいたします。自動車教習所での高齢者講習の現場では、指導員が「気づきにくい身体機能の低下や、それを補う運転を心がけなければならないこと、これをいかに自覚してもらうかが難しいところです」と語っております。

本市でも最近、「こんなヒヤリはありませんか」と、高齢者ドライバーに向けて太田警察署、太田地区交通安全協会、常陸太田市、常陸太田市交通対策協議会が高齢者に向けてこのビラを作りまして回覧されておりますけれども、運転に自信がなくなった、家族から心配だと言われた、こうした理由で本人が自らの意思で有効期限の残っている運転免許証を返納する、運転免許の申請取り消し、運転免許自主返納が進んでおります。

免許証の自主返納制度、これは1998年に全国で始まって、2015年度までの返納者は高齢者を中心に約23万人となっております。希望者には顔写真入りの運転経歴証明書が発行されて、これが身分証明書として使えるようになっております。県内自治体でも運転に不安を持つ高齢者による自主的な免許返納を支援するための取り組みが既に10自治体で展開されております。ひたちなか市の例で申し上げますと、「道路交通法」に規定する全ての運転免許を自主返納した満65歳以上の市民を対象に、自主返納者の交通手段として利用できる「スマイルあおぞらパス」の1年間の無料乗車パスシールの交付、そして啓発品、夜光反射用品など配布を実施しております。

自主返納制度を有効に機能させるには、高齢者の移動を支援する地域一帯の取り組みが不可欠だと思います。高齢者の交通事故をなくしていくために、高齢で運転に不安のある方が免許証を自主返納しても安心して暮らすことができる生活の質を保障できる社会の実現に向けての取り組みが大事だと思います。免許証の自主返納への支援について3点伺います。

1点目は、自主返納者数の本市の状況についてです。2点目は、運転経歴証明書の手数料、1,000円かかりますけれども、この補助について伺います。3点目は、自主返納者に対してのタクシーや公共交通の支援券など、市独自の支援策についてお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 学校統廃合と小中一貫校の問題についてのうち、まず、学校施設設備の基本

的な考え方についてのご質問にお答えいたします。

学校施設整備につきましては、昨年度末に学校施設検討協議会より意見書を受け、これを踏まえ今年7月に学校施設整備計画を策定したところであります。学校施設整備の基本的な考え方といたしましては、小学校、中学校においては、1点目に、1学級の適正規模を20人から30人とすること、2点目に、複式学級は避ける方向で統合を考え、複式学級が2学級になる前に解消措置を講ずること、3点目に、児童生徒の9年間の育ちを一貫して見ていく小中一貫教育の導入を積極的に進めていくこと、以上3点を挙げております。また、学校統廃合の推進に当たっては、通学距離や通学時間の拡大を伴うことがありますので、交通手段の確保や通学路の安全対策等環境の改善に努めることが重要であると考えております。

具体的な学校統廃合の実実施計画につきましては、早期的統廃合といたしまして、平成30年度に複式学級が2学級生ずることが予想される水府小学校と、平成32年度に複式学級が2学級が生ずることが予想される山田小学校の統合をあわせ、水府中学校との小中一貫教育の検討を進めているところであります。また、複式学級が平成31年度に1学級、平成33年度には2学級できることが予想される西小沢小学校であります。また、峰山中学校区の小学校との統合について、今後検討を進めていくこととしておりますけれども、今後の児童生徒数の推移や学校区ごとの出生数、人口の社会動態の推移を把握するとともに、市が行う子育て支援や定住促進施策の成果等を踏まえながら検討を進めていくことが重要であると考えております。

次に、保護者や地区住民への説明会についてのご質問であります。学校施設整備計画のうち、早期的統廃合として掲げてあります水府小学校と山田小学校の統合及び水府中学校との小中一貫教育に係る懇談会、説明会を例に挙げてみますと、今年度7月以降、小中学校のPTA役員を対象とした懇談会、保護者全体を対象とした懇談会、また、学区内の幼稚園、保育園の保護者を対象とした懇談会、学区内地区住民を対象とした説明会を順次開催しているところであります。

統合や小中一貫教育に関しましては、さまざまな意見をいただいておりますが、児童生徒数の減少に伴う子どもたちを取り巻く環境については、大半の保護者から何らかの対応が必要であるとの意見をいただいているところであります。

続きまして、小規模校、複式学級のメリット・デメリットについての質問にお答えいたします。

まず、小規模校のメリットでございますが、一人ひとりの児童生徒に目が届き、また活躍する場面が多くなること、あるいは学校が家族的集団となり、仲間意識や一体感が深まることなどが挙げられます。

一方でデメリットといたしましては、多様な意見や考えに触れる機会が少なく、考えの広がりや深まりが少なくなること、児童生徒相互で切磋琢磨していこうとする状況ができにくくなること、人間関係が固定化しやすくなり、悪くなった場合に修復が難しくなることなどが挙げられます。特に小規模校のうち、学級の人数が基準に満たず2学年が一緒に学習する複式学級につきましては、担当教諭が2学年の児童を一緒に教えることから、片方の学年を指導中にもう片方の学年は直接的に指導をしてもらえない時間が生じ、学力を定着させる面でも不安があるというデメリットもあります。また、教諭側からしましても、単式学級とは異なり、2学年分のカリキュラ

ムを組むことになることから、学習指導上の負担が増えるということも想定されております。

このような状況から、子どもたちが集団活動や友達とのかかわりを通してお互いが学び合う、助け合う、励まし合う、喜び合うなどの多様な経験ができるよう、学校の一定規模の保持をしていくことが重要となってまいります。今後児童生徒数の減少が予想される中、学区内の児童生徒数の推移を把握しながら、小規模校の統合やその際の小中一貫教育の導入について検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、援助金の支給時期の前倒しについてお答えいたします。

市では現在、就学援助金の支給を7月、12月、3月の3回に分けて行っております。支給品目といたしましては12品目あり、そのうち定額の物が学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費の3品目、また、実費分を支給するものは、校外活動費、通学費、給食費など9品目ございます。

ご質問の支給時期の前倒しにつきましては、定額のを支給することが考えられますが、児童生徒の進学先が確定してからの就学援助の認定が事務処理上妥当であること、また、前倒して援助金の支給を行ってから進学前に市外に転出した場合には援助金の返還が生じてしまうなど、事務処理に支障を来すことも考えられます。このようなことから援助金の支給時期の前倒しは望ましくないものと考えております。

なお、県内の他市町村の援助金の支給時期の状況を見てみますと、全ての市町村において支給時期は7月以降で前倒しは行っておりませんが、今後は定額の3品目について、認定後速やかに支給できるかどうかについて研究を進めていきたいと考えております。

次に、スクールバスの路線バス化に伴う佐都地区、河内地区の保護者への説明会についてお答えいたします。

スクールバスの路線バスの移行につきましては、さまざまな交通を整備し、地域住民の利便性を高めるため策定した常陸太田市地域公共交通網形成計画に基づき実施したものであります。この移行につきましては、機初小学校と誉田小学校に通学する児童が該当しており、教育委員会では5月から8月にかけて保護者への説明会を3回実施するとともに、アンケートをとって広くご意見をいただきました。保護者の皆様からは、児童の車内での安全確保や不審者対策、また路面表示など通学路に関する事など安全面に関するさまざまなご意見や要望をいただいたところであります。

次に、アンケートにつきましては、路線バス移行に当たって保護者の皆さんが不安に思っていること、特に車内での安全確保、バス停に関する事、通学路の安全確保などの観点で、保護者の皆様の路線バス移行に伴う不安を解消することを目的として実施いたしました。主に児童の安全面や防犯面への意見や要望が多く出されました。市ではこれら保護者の不安を払拭するとともに、何よりも児童が安全・安心に通学できるように、見守りや通学時の安全対策を講じることとしたところであります。

具体的には、登下校確認のための補助員に乗車してもらい、児童の乗車、下車の確認や、社内における児童の見守りを行っております。また、児童が待機するバス停付近の用水路への落下

防止のためのふたかけや、停留所の待合所の整備を行うとともに、児童が路線バスに安心して乗車できるよう事前に保護者と児童が同伴して路線バスの試乗会やバスの乗り方教室を実施するなど対策を講じてきたところであります。

次に、停留所の整備、横断歩道の整備などの安全確保についてお答えいたします。

停留所の整備につきましては、全ての停留所を点検し、アンケートで要望のあった箇所を中心に整備を進めてきたところであります。また、横断歩道の整備についてであります。中には道路環境上設置することが困難な箇所もございますので、横断歩道の設置を担当する警察署に確認を行いながら、これからも整備を進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後とも路線バスへの移行に伴い、保護者や学校からの要望や意見等があった場合には、1件1件現地を確認しながら改善を図ってまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 政策企画部長。

〔加瀬智明政策企画部長 登壇〕

○加瀬智明政策企画部長 政策企画部関係のご質問に順次お答えをいたします。

初めに、「子育て応援宣言の市」の宣言についてのご質問にお答えをいたします。

常陸太田市では、第5次総合計画後期基本計画の重点戦略である「ストップ少子化・若者定住戦略」に基づき、少子化・人口減少対策を最重要課題として進めております。平成24年度からは、議員ご発言にもございました「子育て上手常陸太田」をキャッチフレーズとして各種施策を進めるとともに、パンフレットやチラシ等を作成し、市内外に子育て施策をPRしてまいりました。その結果、平成25年度から現在までに、市町村議会の行政視察だけでも全国から46件の視察をいただくなど、「子育て上手常陸太田」をキャッチフレーズとした常陸太田市の子育て支援施策の充実が認知されてきたものと認識をいたしております。

「子育て上手常陸太田」のキャッチフレーズは、子育て中のお母さん方や子育て支援サークルの方など市民の方自らにより選んでいただきましたキャッチフレーズでございます。また、子育て中のお母さん方や市内の企業に勤める方たちに、「子育て上手常陸太田推進隊」を委嘱させていただき、市民の手による「子育て上手常陸太田」による子育て支援施策のPRにも努めていただいております。

「子育て上手常陸太田」のキャッチフレーズのもと、常陸太田市が子育て支援施策に力を入れていることは十分に市内外の方の浸透してきていると考えており、「子育て応援宣言の市」以上の効果があると考えておりますので、改めて子育て応援宣言をするのではなく、「子育て上手常陸太田」のキャッチフレーズにより、さらに少子化・人口減少対策を進めていきたいと考えております。

続きまして、免許証自主返納の支援についての中路線バスなど公共交通の支援券などの支援策についてのご質問にお答えをいたします。

運転免許証の自主返納支援につきましては、平成28年3月に策定いたしました常陸太田市地域公共交通網形成計画の基本方針の1つに、高齢者を中心とした市民のライフステージの変化に応じた移動方法の変容支援を定めてございます。これに基づきまして、高齢者が自家用車から

公共交通に移動方法が変化する際の支援策を展開をしております。

その支援策の1つといたしまして、現在運転免許証を自主返納した市民に対する支援を実施するため準備を進めているところでございます。支援策の内容でございますが、県内で初めて自主返納した市民一人に対して、路線バス乗車運賃1万円分をあらかじめチャージした記名式ICカードなどの交付を複数年間実施することを検討いたしております。この支援策の実施によりまして、公共交通の利用促進に加え、高齢者等の交通事故防止につながるものと考えております。

○益子慎哉議長 保健福祉部長。

〔西野千里保健福祉部長 登壇〕

○西野千里保健福祉部長 特定健康診査についてのご質問にお答えいたします。

初めに、受診率の向上についてお答えをいたします。特定健診につきましては、藤田議員のご質問でお答え申し上げましたように、第2期の特定健康診査等実施計画に基づきまして、集団健診及び医療機関健診等により実施をいたしているところでございます。

まず、集団健診での受診率向上の取り組みにつきましては、実施対象地域ごとに対象者全員に対しまして受診券及び受診勧奨通知を送付いたしますとともに、健康づくりガイド、「ひたちおたお知らせ版」、さらには防災行政無線等による周知、各地区の保健推進員の訪問等による受診勧奨などを行っております。また、受診日を日曜日に設定することや預かり保育を備えた女性の日の健診日の設定、さらには追加健診項目を設けまして、未受診者に対して改めて個別に受診勧奨を行うなどの方法によりまして、受診率の向上に努めているところでございます。

健診の内容といたしましても、国から示されました標準プログラムにあります基本項目、あるいは詳細項目に加えまして、市独自に血清尿酸検査、あるいは血清クレアチニン検査の追加項目を市の負担で実施することにより内容の充実を図っております。また、特定健診と各種がん検診が同時に受診できるよう、さわやかセット健診を別に健診日を設定して実施しているところでございます。

さらに医療機関での特定健診の受診率向上の取り組みといたしまして、従来4カ月間であった受診期間を今年から8カ月間に延長をいたしてございます。また、市からの補助を受けて受診いただいております人間ドックにつきましても、特定健診の健診項目に該当する情報を健診機関より徴取いたしまして受診率に反映をいたしております。

そのような取り組みによりまして、議員のご発言にありましたように、受診率の向上が見られるところでございまして、本年度におきましてもさらに上昇が見込まれるところでございますが、やはりご発言にございましたように、平成29年度の目標値60%にはまだまだ届かない状況でございます。さらに積極的な受診勧奨策を推進してまいりますとともに、生活習慣病予防等で治療中の方が医療機関で健診、あるいは検査を実施した場合に特定健康診査項目に該当する診査結果情報を医療機関から提供していただくという取り組みを具現化することによりまして、さらに特定健診の受診率向上に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、検査結果の分析と保健指導についてのご質問にお答えをいたします。

当市におきましては、先の議員のご質問にお答え申し上げましたように、第2期の特定健康診



査等実施計画に基づきまして、特定健康診査受診者の中で対象者の選定、階層化を行い、対象となられた方に対しまして特定保健指導として実施をいたしております。

本市の特定保健指導の実施方法を申し上げますと、保健指導の対象となった方、いわゆる動機づけ支援、積極的支援の対象になった方になりますけれども、そういった方々に対しまして、利用者のご希望などを取り入れながら、保健センターへおいでいただいでいる集団健診と個別指導の方法等により、市独自の作成した啓発資材を活用して個々人の検査結果データに基づいたメニューを作成し、実施をいたしております。

なお、健診の結果、医療機関受診の緊急性を必要とする方に対しましては、家庭訪問で早急に医療機関を受診されるよう勧奨を行っております。また、保健指導の対象とはならなかった方につきましても、健診結果通知に合わせ、健康な生活習慣を継続するための留意事項や提案、ノウハウなどが書かれたリーフレットを同封し、全員に送付をいたしております。

ご質問の中で、改善データがどのくらい見られるのかというようなご質問がございました。こちらで手持ちのデータを申し上げますと、平成22年度から平成26年度の各年度におきまして、翌年度も継続して受診した人の経過について「アナミツール」というものを活用し、特定健康診査受診者における各数値の改善率を測定したものがございます。

まず血圧については、平成25年度から26年度の変化を見ますと、32.4%の人が前年度と比較いたしまして数値が改善している一方で、35.2%が変化なし、また、8.9%の人は悪化しているというようなデータになっています。同様に、血糖値につきましては22.7%が改善をし、39.5%は変化なし、12.4%が悪化、25.3%が未受診というようなデータになっています。さらに脂質代謝について見ますと、38.8%が改善、28.8%は変化なし、12.4%が悪化、19.9%が未受診となっています。

いずれのリスク因子につきましても改善と変化なしの合計が半分以上を占めておりまして、特定健康診査受診者に対する特定保健指導、あるいは情報提供などの働きかけが一定の成果を上げているということが見てとれるような状況になっています。また、一方では減少傾向にあるものの、未受診者が一定の割合いること、あるいは悪化しているという人も見られることなどから、継続して特定健康診査受診者の向上とあわせまして、受診者への、いわゆる専門職員による直接的な働きかけを継続していく必要があるものと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、第2期特定健康診査等実施計画及びデータヘルス計画、さらには健康増進計画に掲げましたそれぞれの目標の実現に向けまして、特に保健指導専門職員が直接かわる機会を拡充していくことによりまして、特定健診、特定保健指導の受診率、利用率の向上の取り組みを充実強化を図ることとしまして、市民の皆様の健康寿命の延伸、医療費の適正化、さらには重症化予防対策として取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○益子慎哉議長 市民生活部長。

〔榎村浩治市民生活部長 登壇〕

○榎村浩治市民生活部長 飼い主のいない猫対策についてのご質問にお答えをいたします。

まず初めに、飼い主のいない猫の実態とこれまでの取り組みについてお答えをいたします。

現状としましては、「動物の愛護及び管理に関する法律」及び茨城県動物の愛護及び管理に関する条例に基づきまして、茨城県動物指導センターと連携をしながら、飼い主のマナー向上のための啓発や負傷した猫の保護、その保護した猫のもらい手を探す譲渡などの活動を行っております。

当市独自では、飼い主のルールなどをお知らせ版へ掲載するなど、飼い主のマナー向上に取り組むとともに、室内飼育の推進や負傷猫、自分で生活できない子猫の保護を行ってまいりました。平成27年度は市内において猫70頭を保護しております。また、苦情通報等につきましては、昨年度15件ほどございます。また、一部猫の譲渡なども行ってまいりました。今後も引き続き県動物指導センターと連携しながら、動物愛護行政に取り組んでまいります。

一方、取り組みの課題でございますが、飼い主のいない猫によるふん尿等の被害が報告されておりますが、規制基準がないため、県動物指導センターと協力し、飼い主のいない猫への餌やり禁止について周知を図るとともに、捨て猫防止のための看板設置など、また、このような猫の迷惑行為について相談があれば啓発チラシを作成し、回覧、配布するなどの活動も行ってまいります。

続きまして、不妊・去勢手術への市の助成制度についてでございますが、茨城県獣医師会で行っております犬猫へのマイクロチップ埋め込み助成や避妊・去勢手術費用の助成につきまして、迷い犬猫の身元確認や犬猫の無秩序な繁殖を抑制するため、お知らせ版に掲載をし、市民の皆様へ周知を図っているところでございます。

現在、当市において先ほどご発言のありました地域猫については存在は確認をしておりません。また、市独自の助成はしておりませんが、今後、国や県、近隣市町村の動向を見ながら検討をしてまいりたいと考えております。

人と動物の調和のとれた共生社会を目指す動物愛護・管理に関する条例の制定についてお答えをいたします。

茨城県の自治体では、まだ少数ではありますが、独自の条例を制定することにより、動物愛護行政を展開している事例も見られます。当市においては、国・県の動向を見ながら先進的な取り組みについて調査、研究をしてまいりたいと考えております。

続きまして、免許証自主返納への支援について、自主返納者数の状況及び運転経歴証明書手数料の補助についての2点のご質問にお答えをいたします。

1点目の自主返納者数の状況についてでございますが、太田警察署におけます自主返納者の状況につきましては、平成26年は51人、平成27年度は78人、本年度につきましては、想定数でございますが98人というデータを太田警察署のほうからいただいております。

2点目の運転経歴証明書の手数料補助についてでございますが、運転経歴証明書につきましては、警察署へ運転免許証を返納した際、運転免許証のかわりに身分証明書などとして希望される方に対しまして、手数料1,000円により発行されているものでございます。運転経歴証明書の活用につきましては、もとより車を運転することはできませんが、身分証明書としてのほか、免許証自主返納に係る特定制度を利用する際の提示証明として利用することが考えるところでござ

います。

なお、特典制度利用に際します免許証返納の確認方法といたしましては、運転免許を取り消すために申請手続を行った際、免許を取り消した旨の取り消し通知書が通知されますので、この通知書をもって免許証返納の確認もできるところでございます。

当市におきましては、例えば政策企画部長より公共交通に関するご答弁を申し上げたとおりでございますが、これらに係る助成制度との兼ね合いについて検証を図りながら、免許証の所管でございます警察や交通安全協会との情報交換を行った中で、今後調査、検討をしてみたいと考えております。

○益子慎哉議長 宇野議員。

[20番 宇野隆子議員 質問者席へ]

○20番(宇野隆子議員) それでは、最初に質問いたしました小規模校の学校統廃合と小中一貫校についての問題について伺います。この小中一貫校というのは、義務教育学校もそうですが、学校そのものについては検証はまだまだこれからなんですよね。まだ数年ですから、本当の検証というのは。やはり市民の方、地域の方がこれからどうなるのかと非常に心配されていると思うんですよ。説明会は、そういう問題もきちんと整理しながら、どういった心配事があるのかしっかりとつかむという姿勢で臨んでほしいと思いますけれども、どうでしょうか。

○益子慎哉議長 教育長。

○中原一博教育長 ただいまのご指摘でございますけれども、里美地区におきましては里美中学校の併設型の一貫校を実施しております。今年度から義務教育学校がありますが、その課題とか、あるいは特色、特徴については十分検討して説明をしてみたいと思っております。

○益子慎哉議長 宇野議員。

○20番(宇野隆子議員) よろしく願いいたします。

それで、水府地区にあります山田小学校、水府小学校の統合、そして水府中学校への小中一貫校と。先ほども教育長からの答弁もありましたけれども、通学距離の拡大というのはあるわけですよ。山田小学校から水府中学校あたりまでは6キロから7キロぐらいあると思うんですけれども、文科省で言っているのは、小学生4キロ、中学生6キロ、通学バスですと1時間以内と。この1時間以内というのも新たに出されたことで問題はありますけれども。ですから、安全な通学方法として、今後検討していくというような答弁がされましたけれども、具体的にはどのようなことを考えているのか、スクールバスにするのかどうかということだけ伺います。

○益子慎哉議長 教育長。

○中原一博教育長 通学時間あるいは通学距離の拡大が当然出てきますので、路線バスを交通手段として子どもたちに安全な通学を提供してみたいと考えております。

○益子慎哉議長 宇野議員。

○20番(宇野隆子議員) もう一点ですけれども、やはり学校がどんどん消えていくと、これまで地域ではぐくまれた文化や何かは、教育施設を核としてはぐくまれてきたわけですが、そういう学校がなくなった地域における補完といいますか、そういうことはどういうことを考

えておられますか。

○益子慎哉議長 教育長。

○中原一博教育長 これまで学校は文化の府、中心的な存在にあったと思いますが、その他公民館等もございますので、地域の文化の振興については違った形で補完できるものと考えております。

○益子慎哉議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） 次に、就学援助制度についてですけれども、援助金の前倒しはふさわしくない、そぐわないと、事務量の増大ということで複雑化とか言われましたけれども、文科省は、必要なときにきちんと支払われると、せめて入学準備金はきめ細やかな配慮をということで、2回、3回と通達しているんですね。それを受けて、決してこれは前倒しはふさわしくないということは言い切れないと思うんですけれども、せめて入学準備金だけでも、前倒しでやっているところが今あるわけですから、ぜひ研究されてお願いしたいと、この点についていかがでしょうか。入学準備金についてとりあえず伺います。

○益子慎哉議長 教育長。

○中原一博教育長 会計年度等もございますし、認定の事務で明らかにしてから支給するのがふさわしいと思っておりますので、今後、先行事例等を参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） よろしくお願いたします。

それでは、特定健康診査について伺いたいと思います。特定健診の指導、今、保健師さんが一生懸命やられていて、私も保健指導を受けたことがありますけれども、これからもっともっとこれをきちんと分析していくことになると、医療機関との連携、協力が necessary になるかと思いますが、その点についてはどのようなことをお考えになっているのか伺います。

○益子慎哉議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 医療機関との連携のご質問にお答えをいたします。

先ほど来特定健診の方法論、あるいは指導論については申し上げましたが、やはり医療機関との連携による取り組みというのはますます重要になってくると思います。まず、健診率の問題で申しますと、やはり受領データから健診内容が把握できる仕組みをどう構築して受診率に反映していくのかという取り組みも必要かと思っています。また、特に重症化した疾病に対して、例えば糖尿病等々も含めましてですけれども、どう重点化をし、できるだけ早い段階で重症化しないで健康な体にもっていくかと、そういった意味合いで医療機関との連携というのは大変重要になってまいることになると思いますので、医師会等と十分情報交換をしながら連携をとれるような仕組みを考えてまいりたいと思っております。

○益子慎哉議長 持ち時間は、終了いたしました。

○20番（宇野隆子議員） ありがとうございます。これで私の一般質問を終わります。

○益子慎哉議長 以上で一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

次回は、明日定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2 時 0 1 分散会